

国立大学法人東京外国語大学職員給与規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規 則 第 5 4 号

改正 平成 16 年 10 月 1 日規則第 199 号 平成 17 年 7 月 1 日規則第 48 号
平成 17 年 11 月 22 日規則第 85 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 18 号
平成 19 年 3 月 20 日規則第 28 号 平成 20 年 1 月 30 日規則第 6 号
平成 20 年 2 月 1 日規則第 9 号 平成 20 年 4 月 1 日規則第 32 号
平成 20 年 6 月 24 日規則第 46 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 27 号
平成 21 年 6 月 26 日規則第 131 号 平成 21 年 12 月 1 日規則第 143 号
平成 22 年 3 月 23 日規則第 13 号 平成 22 年 9 月 28 日規則第 56 号
平成 22 年 12 月 1 日規則第 62 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 23 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 89 号 平成 24 年 10 月 23 日規則第 125 号
平成 25 年 3 月 26 日規則第 18 号 平成 25 年 11 月 19 日規則第 50 号
平成 26 年 3 月 27 日規則第 33 号 平成 26 年 12 月 2 日規則第 54 号
平成 27 年 3 月 27 日規則第 81 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 14 号
平成 29 年 2 月 2 日規則第 7 号 平成 29 年 3 月 28 日規則第 35 号
平成 30 年 3 月 27 日規則第 8 号 平成 31 年 1 月 25 日規則第 8 号
平成 31 年 3 月 25 日規則第 66 号 令和 2 年 1 月 30 日規則第 16 号
令和 3 年 3 月 26 日規則第 10 号 令和 4 年 3 月 25 日規則第 40 号
令和 4 年 7 月 26 日規則第 49 号 令和 5 年 1 月 31 日規則第 12 号
令和 5 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和 6 年 1 月 29 日規則第 4 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 61 号 令和 7 年 1 月 30 日規則第 8 号
令和 7 年 3 月 27 日規則第 28 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「就業規則」という。）第 37 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学に所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第 3 条 給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
基本給 基本給調整額 初任給調整手当 扶養手当 管理職手当 職務手当 職務付加手当 地域手当	一の月の初日から末日まで	その月の 17 日（ただし、17 日が日曜日にあたる時は、15 日、17 日が土曜日にあたる時は、16 日、17 日が月曜日の休日にあたる時は、18 日）

住居手当 通勤手当 単身赴任手当		
超過勤務手当 夜勤手当 管理職員特別勤務 手当 入試手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が月曜日の休日に当たるときは、18日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

（基本給の決定）

第4条 前条に規定する基本給は、国立大学法人東京外国語大学勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号。以下「勤務時間等規程」という。）第4条に規定する正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、各職員の受ける基本給は職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類及びその適用範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	適用範囲
事務・技術職基本給表 （別表第1-イ）	他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表 （別表第1-ロ）	自動車運転手に適用する。
看護職基本給表 （別表第1-ハ）	看護師に適用する。
教育職基本給表 （別表第1-ニ）	教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。
指定職基本給表 （別表第1-ホ）	学長が指定する職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別に定めるとおりとする。

4 就業規則第24条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の基本給はその者に適用される基本給表の再雇用職員の欄に掲げる基本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（初任給）

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、決定する。

2 その他、初任給の決定に関し必要な事項は別に定める。

(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

2 その他、昇格に関し必要な事項は別に定める。

(降格)

第7条 職員が就業規則第13条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 その他、降格に関し必要な事項は別に定める。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、評価終了日以前1年間(基準期間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

3 事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの並びに55歳を超える職員の昇給については、その者の勤務成績が優秀である場合に限り行うこととし、昇給させる場合の号数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は別に定める。

(特別の場合の昇給)

第9条 勤務成績が良好な職員が必要と認められる場合には、第8条の規定にかかわらず、特別に昇給させることができる。

(1) 特にすぐれた学術業績により表彰又は顕彰を受けた場合、その他特に必要と認められる場合

(2) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合、その他特に必要と認められる場合

2 第1項による昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(基本給調整額)

第11条 職務の内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないと認められる者には、基本給調整額を支給する。

2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 基本給調整額の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は保健管理センターに勤務する医師法(昭和23年法律第205号)に規定する医師免許を持つ職員であってその採用が学校教育法(昭和22年法律第

26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年)を経過するまでの期間内に行われた職員に対して支給する。

- 2 初任給調整手当の月額次表に掲げる採用の日以降の期間の区分に応じて同表に定める額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

採用の日以降の期間の区分	手当額	採用の日以降の期間の区分	手当額
1年未満	51,600円	18年以上19年未満	30,200円
1年以上2年未満	51,600円	19年以上20年未満	28,800円
2年以上3年未満	51,600円	20年以上21年未満	27,400円
3年以上4年未満	51,600円	21年以上22年未満	26,800円
4年以上5年未満	51,600円	22年以上23年未満	26,200円
5年以上6年未満	51,600円	23年以上24年未満	25,200円
6年以上7年未満	49,800円	24年以上25年未満	24,600円
7年以上8年未満	48,000円	25年以上26年未満	24,000円
8年以上9年未満	46,200円	26年以上27年未満	23,400円
9年以上10年未満	44,400円	27年以上28年未満	22,800円
10年以上11年未満	42,600円	28年以上29年未満	22,000円
11年以上12年未満	40,800円	29年以上30年未満	21,700円
12年以上13年未満	39,000円	30年以上31年未満	21,300円
13年以上14年未満	37,200円	31年以上32年未満	20,700円
14年以上15年未満	35,800円	32年以上33年未満	19,800円
15年以上16年未満	34,400円	33年以上34年未満	18,900円
16年以上17年未満	33,000円	34年以上35年未満	18,200円
17年以上18年未満	31,600円		

- 3 初任給調整手当の支給方法に関し必要な事項は別に定める。
(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある指定職基本給表の適用を受ける職員以外に対して支給する。ただし、事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以

上であるものにあつては、次項の表の対象者欄に掲げる満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に限り支給するものとする。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者とし、手当の月額は、同表に定める手当額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものについては3,500円)
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 4 扶養手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。
(管理職手当等)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次の表に掲げる職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職 務 の 区 分	職務の級	支給額
事務局長	9	104,200円
	8	94,000円
総務企画部長	8	94,000円
学務部長	7	88,500円
総務企画課長 人事労務課長 会計課長 施設企画課長 研究協力課長 学術情報課長 教務課長 学生課長 入試課長	6	62,300円
留学生課長 研究院事務課長 情報企画室長 国際化拠点室長 広報・社会連携課長 監査室事務室長 アラムナイ室長	5	59,500円
大学院総合国際学研究院長 大学院国際日本学研究院長 言語文化学部長 国際社会学部長 国際日本学部長 アジア・アフリカ言語文化研究所長	5	115,000円
附属図書館長	5	110,000円
保健管理センター所長 総合情報コラボレーションセンター長 現代アフリカ地域研究センター長	5	80,000円
大学院総合国際学研究院副研究院長 大学院国際日本学研究	5	60,000円

院副研究院長 言語文化学部副学部長 国際社会学部副学部長 国際日本学部副学部長 アジア・アフリカ言語文化研究所副所長 情報資源利用研究センター長		
---	--	--

- 2 管理職手当の月額、前項の表に掲げる職務の区分及び職務の級に応じて、同表に掲げる支給額とする。ただし、前項の表に掲げる支給額によりがたい場合にはその都度学長が定める支給額とすることができるものとする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労基法第37条第3項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含まないものとする。
- 4 管理職手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 職務手当は、法令等により本学におくこととされている職務に従事する職員のうち次の表に掲げる職務に従事する職員に支給する。

職務の区分	支給額
産業医	13,300円

- 6 職務手当の月額は、前項の表に掲げる職務の区分に応じて、同表に掲げる支給額とする。

（職務付加手当）

第14条の2 職務付加手当は、職務の困難性又は著しく負担のかかる職務の地位にある職員のうち次の表に掲げる職員に支給する。ただし、前条の管理職手当を支給される職員には支給しない。

職務の区分	支給額
学長補佐（学長特別補佐）	60,000円
学長補佐（学長特命補佐）	30,000円

（地域手当）

第15条 地域手当の月額は、基本給、基本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

- 2 前項にかかわらず、人事交流により採用した職員のうち、従前に受けていた地域手当又はそれに相当する手当の支給率が100分の15を超えて支給されていた者については、国家公務員の例に準じて所要の異動保障を行うことができる。ただし、派遣元機関との人事交流協定により派遣された職員にあっては、派遣元機関で受けていた地域手当に相当する手当の支給の実態に応じて、100分の20を限度として支給することができる。
- 3 地域手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（イに掲げる職員のうちロに掲げる職員でもあるものについては、イに定める額及びロに定める額の合計額）と

する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分		手当額
イ 自ら居住するため住宅（貸間を含む。この表のハにおいて同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の国立大学法人等及び国の機関により宿舎を貸与されている職員を除く。）	月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から 16,000 円を控除した額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。）
	月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円を 11,000 円に加算した額）
ロ 第 18 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（本学、他の国立大学法人等及び国の機関により宿舎を貸与されている職員を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると学長が認めたもの		イに掲げる職員の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額

2 住居手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、各区分に定める方法によらなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員	次のイ及びロに掲げる支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる場合 発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間 ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる場合 1 ヶ月 ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 ヶ月あたりの運賃等相当額」という。）が、55,000 円を超えるときは、55,000 円にその者の通勤手当に係る支給単位期間の月数を乗じて得た額（2 以上の交通機関等を利用する場合でその運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて

	得た額)	
(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で学長が認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員	1ヶ月につき、片道の自動車等の使用距離に応じた右欄の額	
	5 km 未満	2,000 円
	5 km 以上 10km 未満	4,200 円
	10km 以上 15km 未満	7,100 円
	15km 以上 20km 未満	10,000 円
	20km 以上 25km 未満	12,900 円
	25km 以上 30km 未満	15,800 円
	30km 以上 35km 未満	18,700 円
	35km 以上 40km 未満	21,600 円
	40km 以上 45km 未満	24,400 円
	45km 以上 50km 未満	26,200 円
	50km 以上 55km 未満	28,000 円
	55km 以上 60km 未満	29,800 円
60km 以上	31,600 円	
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1)及び(2)に掲げる額の合計額（1ヶ月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、(1)により算出した額とし、その額が(2)に掲げる額に満たないときは、(2)に掲げる額とする。	

2 他の国立大学法人等及び国の機関から採用（以下「当該異動」という。）した職員で前項の表の職員の区分が(1)又は(3)となる職員のうち、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から

運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(当該異動の事情等を考慮して学長が認める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	手 当 額
新幹線鉄道等に係る通勤手当	前項に掲げる支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1ヶ月あたりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1ヶ月あたりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
上記以外に係る通勤手当	前項の規定による額

3 通勤手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 人事交流等本学の定める事由に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額、次の表に掲げる職員と配偶者の住居との間の交通距離に応じて同表に定める額とする。

交通用具の距離	手当額
---------	-----

100 キロメートル未満	30,000 円
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	38,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	46,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	54,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	62,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	70,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	76,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	82,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	88,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	94,000 円
2,500 キロメートル以上	100,000 円

3 単身赴任手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第 19 条 次に掲げる勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 4 条に規定する正規の勤務時間が割り振られた日における正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた勤務 100 分の 125
- (2) 第 3 号及び第 4 号に定める場合を除く勤務時間等規程第 8 条の規定による休日（同規程第 9 条の規定により振替となり又は第 10 条の規定により代休となった日を含む。）における勤務 100 分の 135
- (3) 勤務時間規程第 8 条の規定による休日における勤務において、その休日を同規程第 9 条の規定により当該勤務を行った週以外の週に振替とした場合の当該勤務 100 分の 25
- (4) 前 2 号の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 8 条第 1 項第 5 号の規定による休日における勤務 100 分の 100

2 前項に規定する勤務（勤務時間等規程第 8 条第 2 項に定める法定休日の勤務は除く。）のうち、一箇月について 60 時間を超える勤務を命ぜられた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前 2 項の手当支給の基礎となる勤務時間数は、その第 3 条に規定する給与の計算期間の全時間数（第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の該当時間数を各別に計算した時間数）に

よって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 第1項及び第2項の勤務には勤務時間規程第12条ただし書きにより正規の時間をこえて勤務したとみなされることとなった勤務を含むものとする。

(夜勤手当)

第20条 午後10時から午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員(勤務時間規程第12条ただし書きにより正規の時間をこえて勤務したとみなされることとなった職員を含む。)には、その全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

2 前項の手当支給の基礎となる勤務時間数は、その第3条に規定する給与の計算期間の全時間数(前条第1項又は第2項の該当時間数を各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第20条及び第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給調整額並びにこれらに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 次の表に掲げる職員の臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第8条の規定による休日(同規程第9条の規定により振替となり又は第10条の規定により代休となった日を含む。)に勤務をした場合や災害への対処その他臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、勤務1回につき、同表に定める区分に応じ管理職員特別勤務手当を支給する。

職 務 の 区 分	手 当 額	
	休日の勤務(実働時間が6時間を超える場合)	休日以外の午後10時から翌日の午前5時までの勤務
指定職基本給表の適用を受ける職員	12,000円 (18,000円)	6,000円
事務局長 総務企画部長 学務部長	10,000円 (15,000円)	5,000円
大学院総合国際学研究院長 大学院国際日本学研究院長 言語文化学部長 国際社会学部長 国際日本学部長 附属図書館長 アジア・アフリカ言語文化研究所長	8,500円 (12,250円)	4,300円
総務企画課長 人事労務課長 会計課長 施設企画課長 研究協力課長 学術情報課長 教務	7,000円	3,500円

課長 学生課長 入試課長 留学生課長 研究院事務課長 情報企画室長 国際化拠点室長 広報・社会連携課長 監査室事務室長 アラムナイ室長 大学院総合国際学研究院副院長 大学院国際日本学研究院副院長 言語文化学部副学部長 国際社会学部副学部長 国際日本学部副学部長 アジア・アフリカ言語文化研究所副所長 総合情報コラボレーションセンター長 保健管理センター所長 現代アフリカ地域研究センター長 情報資源利用研究センター長	(10,500円)	
--	-----------	--

2 管理職員特別勤務手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(入試手当)

第22条の2 入試手当は次の表に掲げる本学の実施する入学試験業務を命じられ、これに従事する職員に、その業務の複雑、困難、責任の度及び業務の強度に基づき支給するものとし、手当の額は、同表に定める区分に応じた手当額欄の額又は1,300円に点数欄の数を乗じて得られた額とする。

区 分		手当額	点数	備 考	
	前期日程	出題・採点責任者	—	36	
		出題委員	—	28	
		採点・集計委員	—	5	英語及び世界史及び日本史は、各8点
		リスニング試験委員	—	2	
		スピーキング試験委員	—	1	
		試験問題点検委員	—	8	
		試験監督員	—	4	
		試験本部要員	—	4	
	後期日程	出題・採点責任者	—	24	
		出題委員	—	19	
		採点・集計委員	—	5	英語又は小論文は、7点
		試験問題点検委員	—	6	
		試験監督員	—	4	

学部

	試験本部要員	—	4	
学部特別選抜(*)	書類審査委員	—	1	審査数×1点 上限8点
	出題・採点責任者	—	19	
	出題委員	—	16	
	採点・集計委員	—	5	
	試験問題点検委員	—	6	
	試験監督員	—	4	
	面接試験員	—	2	受験者数×2点
	試験本部要員	—	4	
編入学	書類審査委員	—	1	審査数×1点 上限8点
	出題・採点責任者	—	19	
	出題委員	—	16	
	採点・集計委員	—	5	
	試験問題点検委員	—	6	
	試験監督員	—	4	
	面接試験員	—	2	受験者数×2点
	試験本部要員	—	4	
科目等履修生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合
研究生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合
その他	試験問題分封委員	—	2	
	リスニング点検委員	—	2	
	入試情報処理委員	—	4	
	出題・採点責任者	—	6	

大学院	博士前期課程	出題委員	—	5	
		採点・集計委員	—	2	
		協力者	—	5	(1) 出題のみの場合は、4点 (2) 採点のみの場合は、3点
		試験問題点検委員	—	1	
		試験監督員	—	1	
		書類審査委員	—	4	
		口述試験員	—	2	受験者数×2点
		試験本部要員	—	2	
	博士後期課程	出題・採点委員（主査・副査）	—	3	
		協力者	—	3	
		試験問題点検委員	—	1	
		試験監督員	—	1	
		口述試験員	—	2	受験者数×2点
試験本部要員		—	1		
研究生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合	
大学入試センター	試験実施	試験監督員	24,000	—	
		試験本部要員	24,000	—	
	試験問題分封	試験問題分封委員	12,000	—	

(*) 学部特別選抜には、学校推薦型選抜、帰国生等特別推薦選抜、私費外国人留学生選抜、日本留学試験利用選抜、及び海外高校推薦選抜が該当する。

2 入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡（以下「退職等」という。次条について同じ。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、指定職

基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 期末手当の額は、次の式によって算出される額とする。

基準日（退職等をした職員は退職等した日）現在に受けるべき基本給等（基本給月額＋基本給調整額月額＋扶養手当月額＋地域手当月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）
 ×（期別支給割合）×（在職期間別割合）

3 前項の役職段階別加算額は次の表に掲げる職員区分に応じ、基本給月額及び基本給調整額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額に加算率を乗じて得た額（次条において同じ。）とする。

① 事務・技術職基本給表適用者

職 員	加算率
職務の級 10 級、9 級及び 8 級の職員	100 分の 20
職務の級 7 級及び 6 級の職員	100 分の 15
職務の級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 10
職務の級 3 級の職員	100 分の 5

② 看護職基本給表適用者

職 員	加算率
職務の級 3 級及び 2 級（短大卒 15 年以上に限る。）の職員	100 分の 5

③ 教育職基本給表適用者

職 員	加 算 率
職務の級 5 級の職員	100 分の 15（学長が定める者にあつては 100 分の 20）
職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 10（職務の級 4 級の職員のうち学長が定める者にあつては 100 分の 15）
職務の級 2 級（修士修了後 5 年以上に限る。）の職員	100 分の 5

4 第 2 項の管理職加算額は次の表に掲げる職員区分に応じ基本給月額に加算率を乗じて得た額（次条において同じ。）とする。

職 員	加算率
事務局長、総務企画部長、学務部長	100 分の 15
大学院総合国際学研究院長、大学院国際日本学研究院長、言語文化学部長、国際社会学部長、国際日本学部長、アジア・アフリカ言語文化研究所長、附属図書館長	100 分の 10

5 第 2 項の期別支給割合は次の表に掲げる支給割合とする。

支 給 割 合

一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
100 分の 125	100 分の 105	100 分の 70

※「特定管理職員」とは、事務局長、総務企画部長及び学務部長（以下この規程において同じ。）をいう。

- 6 第2項の在職期間別割合は基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定めた支給割合とする。この場合において、別に定める期間は在職期間から除算するものとする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 7 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者

ロ 刑事休職者

ハ 停職者

ニ 育児休業者又は出生時育児休業者（基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。）

ホ 介護休業者（基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。）

- (2) 基準日1月以内に退職（解雇の場合を除く。）した職員のうち、次に掲げる職員

イ 退職した日に前号に該当する職員であった者

ロ 退職した後基準日までの間において引き続き他の国立大学法人等の職員となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

- 8 期末手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職等した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は次の式によって算出される額とする。

基準日（退職等をした職員は退職等した日）現在に受けるべき基本給等（基本給月額＋基本給調整額月額＋地域手当月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×（期間率）×（成績率）

- 3 前項の役職段階別加算額及び管理職加算額は前条第3項及び第4項の規定を準用する。

第7項において同じ。

- 4 第2項の地域手当の月額が扶養手当及び管理職手当はその基礎としない。
- 5 第2項の期間率は基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、次の表に定めた割合とする。この場合において、別に定める期間は勤務期間から除算するものとする。

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

- 6 第2項の成績率は100分の315（特定管理職員にあっては100分の375）を超えない範囲で次の表の勤務成績に対する成績率を基準に定める。

勤務成績	成 績 率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
特に優秀	100分の124以上	100分の148以上	—
優秀	100分の112.5以上 100分の124未満	100分の133.5以上 100分の148未満	100分の51.5以上
良好	100分の101	100分の121	100分の48
不良	100分の92.5以下	100分の111.5以下	100分の46以下

7 各期の勤勉手当の総額は次の式で算出される額の範囲内とする。

基準日において本学に所属する職員（次項に定める職員を除く。）に対する（基本給月額＋基本給調整額月額＋扶養手当月額＋地域手当月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×100分の105（特定管理職員にあっては100分の125、再雇用職員にあっては100分の50）の総額

8 前条第7項の規定は、同項第1号中イ、ロを「休職にされている者」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

9 勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第24条の2 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職基本給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され（就業規則第56条第2項による場合を除く。）又は死亡した職員で指定基本給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第17条第1項の規定により休職にされている者（第26条第1号の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（以下「期末特別手当基礎額」という。）を基礎として、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、第23条第6項の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第56条第2項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 第23条第7項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

5 期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第25条 第19条及び第22条の2の規定は、第14条第1項に掲げる職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第12条、第13条及び第16条の規定は、再雇用職員には適用しない。

3 第6条、第8条、第12条、第13条、第16条、第18条、第23条、第24条及び第24条の2の規定は、就業規則第23条の選択定年制において満64歳又は満65歳の定年を選択した職員には適用しない。

4 前項の適用は、その者が満64歳となる年度の初めの月からとする。

（休職者の給与）

第26条 職員が休職となった場合には、その休職の期間中、次の各号に定める場合を除

き、いかなる給与も支給しない。

- (1) 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により採用等規程第21条第1項第1号の休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。
- (2) 職員が前号の傷病以外の傷病により採用等規程第21条第1項第1号の休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、職員が採用等規程第21条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、職員が採用等規程第21条第1項第3号及び第5号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- (5) 第1項の規定にかかわらず、採用等規程第21条第1項第4号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤による災害を受けたと認められた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（育児休業者等の給与）

第27条 国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成16年規則第58号。以下「育休規程」という。）第3条の規定による育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、期末特別手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

- (3) 育児休業又は出生時育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業又は出生時育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の基本給月額を調整し又は昇給する号俸を調整することが

できる。

(4) 職員が育休規程第11条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(介護休業者の給与)

第28条 国立大学法人東京外国語大学職員介護休業規程（平成16年規則第59号。以下「介護休業規程」という。）第3条の規定による介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、期末特別手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該介護休業をした期間を3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の基本給月額を調整し又は昇給する号俸を調整することができる。

(4) 職員が介護休業規程第9条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第29条 職員が勤務しないときは、勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第21条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計とする。

3 当分の間、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

4 前項の病気休暇の期間計算においては、時間及び分単位の病気休暇を取得した日であ

っても、90日の期間計算においては1日として算入する。

- 5 基本給の半額が減ぜられるのは、90日経過後の引き続き勤務しない期間（勤務時間等規程第23条第8項の規定により、病気休暇を取得した期間を含む。）において一日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しない日とする。

（日割計算等）

第30条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から勤務時間規程第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給調整額、初任給調整手当、管理職手当、地域手当の支給について準用する。

（端数計算）

第31条 第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第32条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（基本給等の訂正）

第32条の2 職員の基本給の決定及び諸手当の認定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（給与の支払）

第33条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

（実施に関し必要な事項）

第34条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めるもののほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の例に準じるものとする。

（この規則によりがたい場合の措置）

第35条 この規程によりがたい特別な事情のある場合の職員の給与については、当面の間、学長が国家公務員等の例に準じてその都度決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

- 2 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則第 4 条により国立大学法人等の設立の日において国立大学法人東京外国語大学の職員となった者及びこれに準ずると学長の認める者（以下「継承職員等」という。）の基本給月額は、この規定及び別に定めるものにかかわらず、国立大学法人東京外国語大学の成立の日において、国家公務員として適用されていた俸給表を次の表の区分により対応させた基本給表を適用して、又、その職務の級及び号は国家公務員として受けていた職務の級及び号に相当する職務の級及び号を受けるものとして決定するものとする。これによりがたい場合は、その都度別に定める。

国家公務員として受けていた俸給表	対応する本学の基本給表
行政職俸給表（一）	事務・技術職基本給表
行政職俸給表（二）	技能職基本給表
医療職俸給表（三）	看護職基本給表
教育職俸給表（一）	教育職基本給表

- 3 国立大学法人法附則第 4 条により国立大学法人等の設立の日において国立大学法人東京外国語大学の職員となった者の給与の支給について、平成 16 年 3 月 31 日までに東京外国語大学長に対して人事院規則 9-7 第 1 条の 3 の申し出がなされている場合において職員から別段の申し出がない場合は、第 33 条第 2 項の申し出がなされたものとみなして、給与をその方法によって支払うものとする。
- 4 継承職員等のうち平成 16 年 3 月 31 日に現に給与法第 11 条の 6 及び第 11 条の 7 に規定する調整手当の支給を受けていた者に対する第 15 条の調整手当の支給については第 1 項の「100 分の 10」を、引き続き給与法の適用を受けるものとした場合にその者に適用されることとなる割合で読み替えて、第 15 条の規定を適用するものとする。
- 5 継承職員等のうち給与法改正法（平成 10 年 10 月 16 日法律第 120 号）附則第 11 条に規定する昇給停止に関する経過措置の対象者であった者については、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、引き続き給与法の適用を受けるものとした場合の例に準じて昇給させることができるものとする。
- 6 削除
- 7 当面の間、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当についてはこの規程の施行日において一般職の国家公務員に適用されている給与法、人事院規則等の諸規定に準じて支給するものとする。この場合において管理職手当は給与法において「俸給の特別調整額」として規定される給与に準じるものとする。
- 8 職務手当の具体的な支給に当たっては、給与額計算のシステム構築に時間がかかると思われることから、当面の間、管理職手当の率に職務手当の率を加えた率を管理職手当等として支給するものとする。
- 9 職務手当は、当面の間、調整手当（第 21 条に規定する勤務 1 時間あたり給与額における調整手当を含む。期末手当及び勤勉手当における調整手当は除く。）の基礎とする。

	6 月以上 9 月未滿			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1

6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15

	9月以上 12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上 12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上 12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上 12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上 12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

15	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57	53	

23	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未滿			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未滿			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未滿			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未滿			97	73	101					
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102					
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未滿			101	75	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107					
	9 月以上 12 月未滿			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					

	12 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
	32	3 月未滿			125						
3 月以上 6 月未滿				125							
6 月以上 9 月未滿				125							
9 月以上 12 月未滿				125							
12 月以上				125							
外 1	3 月未滿					109	89	77	69	53	
	3 月以上 6 月未滿					110	90	78	70	54	
	6 月以上 9 月未滿					111	91	79	71	55	
	9 月以上 12 月未滿					112	92	80	72	56	
	12 月以上					113	93	81	73	57	
外 2	3 月未滿								73	57	
	3 月以上 6 月未滿								74	58	
	6 月以上 9 月未滿								75	59	
	9 月以上 12 月未滿								76	60	

12 月 以上								77	61	
---------	--	--	--	--	--	--	--	----	----	--

技能職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3 月 未 満			1
	3 月 以 上 6 月 未 満			1
	6 月 以 上 9 月 未 満			1
	9 月 以 上 12 月 未 満			1
	12 月 以 上			1
2	3 月 未 満	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4	1
	12 月 以 上	5	5	1
3	3 月 未 満	5	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7	3
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8	4
	12 月 以 上	9	9	5
4	3 月 未 満	9	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11	7

	9 月以上 12 月未滿	12	12	8
	12 月以上	13	13	9
5	3 月未滿	13	13	9
	3 月以上 6 月未滿	14	14	10
	6 月以上 9 月未滿	15	15	11
	9 月以上 12 月未滿	16	16	12
	12 月以上	17	17	13
	6	3 月未滿	17	17
3 月以上 6 月未滿		18	18	14
6 月以上 9 月未滿		19	19	15
9 月以上 12 月未滿		20	20	16
12 月以上		21	21	17
7	3 月未滿	21	21	17
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20
	12 月以上	25	25	21
8	3 月未滿	25	25	21
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24
	12 月以上	29	29	25
	3 月未滿	29	29	25

9	3 月以上 6 月未滿	30	30	26
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28
	12 月以上	33	33	29
10	3 月未滿	33	33	29
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32
	12 月以上	37	37	33
11	3 月未滿	37	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36
	12 月以上	41	41	37
12	3 月未滿	41	41	37
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40
	12 月以上	45	45	41
13	3 月未滿	45	45	41
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44
	12 月以上	49	49	45

14	3 月未滿	49	49	45
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48
	12 月以上	53	53	49
15	3 月未滿	53	53	49
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52
	12 月以上	57	57	53
16	3 月未滿	57	57	53
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56
	12 月以上	61	61	57
17	3 月未滿	61	61	57
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60
	12 月以上	65	65	61
18	3 月未滿	65	65	61
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63

	9 月以上 12 月未滿	68	68	64
	12 月以上	69	69	65
19	3 月未滿	69	69	65
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66
	12 月以上	73	73	67
20	3 月未滿	73	73	67
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68
	12 月以上	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72
	12 月以上	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74
	12 月以上	85	85	75
	3 月未滿	85	85	75

23	3 月以上 6 月未滿	86	86	75
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76
	12 月以上	89	89	77
24	3 月未滿	89	89	77
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78
	12 月以上	93	93	79
25	3 月未滿	93	93	79
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80
	12 月以上	97	97	81
26	3 月未滿	97	97	81
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84
	12 月以上	101	101	85
27	3 月未滿	101	101	85
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86

	12 月 以 上	105	105	87
28	3 月 未 满	105	105	87
	3 月 以 上 6 月 未 满	106	106	87
	6 月 以 上 9 月 未 满	107	107	88
	9 月 以 上 12 月 未 满	108	108	88
	12 月 以 上	109	109	89
	29	3 月 未 满	109	109
3 月 以 上 6 月 未 满		110	110	90
6 月 以 上 9 月 未 满		111	111	91
9 月 以 上 12 月 未 满		112	112	92
12 月 以 上		113	113	93
30		3 月 未 满	113	113
	3 月 以 上 6 月 未 满	114	114	93
	6 月 以 上 9 月 未 满	115	115	94
	9 月 以 上 12 月 未 满	116	116	94
	12 月 以 上	117	117	95
	31	3 月 未 满	117	117
3 月 以 上 6 月 未 满		118	118	95
6 月 以 上 9 月 未 满		119	119	96
9 月 以 上 12 月 未 满		120	120	96
12 月 以 上		121	121	97
		3 月 未 满	121	121
	3 月 以 上 6 月 未 满	121	122	

32	6 月以上 9 月未満	121	123	
	9 月以上 12 月未満	121	124	
	12 月以上	121	125	
33	3 月未満		125	
	3 月以上 6 月未満		126	
	6 月以上 9 月未満		127	
	9 月以上 12 月未満		128	
	12 月以上		129	

看護職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級 経過期間	新 級		
		1 級	2 級	3 級
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上 12 月未満			1
	12 月以上			1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4
	12 月以上	5	5	5

3	3 月未滿	5	5	5
	3 月以上 6 月未滿	6	6	6
	6 月以上 9 月未滿	7	7	7
	9 月以上 12 月未滿	8	8	8
	12 月以上	9	9	9
4	3 月未滿	9	9	9
	3 月以上 6 月未滿	10	10	10
	6 月以上 9 月未滿	11	11	11
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12
	12 月以上	13	13	13
5	3 月未滿	13	13	13
	3 月以上 6 月未滿	14	14	14
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16
	12 月以上	17	17	17
6	3 月未滿	17	17	17
	3 月以上 6 月未滿	18	18	18
	6 月以上 9 月未滿	19	19	19
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20
	12 月以上	21	21	21
7	3 月未滿	21	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23

	9 月以上 12 月未滿	24	24	24
	12 月以上	25	25	25
8	3 月未滿	25	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28
	12 月以上	29	29	29
9	3 月未滿	29	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32
	12 月以上	33	33	33
10	3 月未滿	33	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36
	12 月以上	37	37	37
11	3 月未滿	37	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40
	12 月以上	41	41	41
	3 月未滿	41	41	41

12	3 月以上 6 月未滿	42	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44
	12 月以上	45	45	45
13	3 月未滿	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48
	12 月以上	49	49	49
14	3 月未滿	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未滿	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未滿	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60

	12 月 以 上	61	61	61
17	3 月 未 滿	61	61	61
	3 月 以 上 6 月 未 滿	62	62	62
	6 月 以 上 9 月 未 滿	63	63	63
	9 月 以 上 12 月 未 滿	64	64	64
	12 月 以 上	65	65	65
	18	3 月 未 滿	65	65
3 月 以 上 6 月 未 滿		66	66	66
6 月 以 上 9 月 未 滿		67	67	67
9 月 以 上 12 月 未 滿		68	68	68
12 月 以 上		69	69	69
19		3 月 未 滿	69	69
	3 月 以 上 6 月 未 滿	70	70	70
	6 月 以 上 9 月 未 滿	71	71	71
	9 月 以 上 12 月 未 滿	72	72	72
	12 月 以 上	73	73	73
	20	3 月 未 滿	73	73
3 月 以 上 6 月 未 滿		74	74	74
6 月 以 上 9 月 未 滿		75	75	75
9 月 以 上 12 月 未 滿		76	76	76
12 月 以 上		77	77	77
		3 月 未 滿	77	77
	3 月 以 上 6 月 未 滿	78	78	78

21	6 月以上 9 月未滿	79	79	79
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80
	12 月以上	81	81	81
22	3 月未滿	81	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
23	3 月未滿	85	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88
	12 月以上	89	89	89
24	3 月未滿	89	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
25	3 月未滿	93	93	93
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96
	12 月以上	97	97	97

26	3 月未滿	97	97	97
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未滿	101	101	101
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
28	3 月未滿	105	105	105
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未滿	109	109	109
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未滿	113	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115

	9 月以上 12 月未滿	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未滿	117	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	122	122	
	6 月以上 9 月未滿	123	123	
	9 月以上 12 月未滿	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未滿	125	125	
	3 月以上 6 月未滿	126	126	
	6 月以上 9 月未滿	127	127	
	9 月以上 12 月未滿	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未滿	129	129	
	3 月以上 6 月未滿	130	130	
	6 月以上 9 月未滿	131	131	

	9 月以上 12 月未滿	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未滿	133	133	
	3 月以上 6 月未滿	134	134	
	6 月以上 9 月未滿	135	135	
	9 月以上 12 月未滿	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未滿	137	137	
	3 月以上 6 月未滿	138	138	
	6 月以上 9 月未滿	139	139	
	9 月以上 12 月未滿	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未滿	141	141	
	3 月以上 6 月未滿	142	142	
	6 月以上 9 月未滿	143	143	
	9 月以上 12 月未滿	144	144	
	12 月以上	145	145	
38	3 月未滿	145	145	
	3 月以上 6 月未滿	146	146	

	6 月以上 9 月未満	147	147	
	9 月以上 12 月未満	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未満	149		
	3 月以上 6 月未満	150		
	6 月以上 9 月未満	151		
	9 月以上 12 月未満	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未満	153		
	3 月以上 6 月未満	154		
	6 月以上 9 月未満	155		
	9 月以上 12 月未満	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未満	157		
	3 月以上 6 月未満	158		
	6 月以上 9 月未満	159		
	9 月以上 12 月未満	160		
	12 月以上	161		

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					

1	3 月未滿			1	1	1
	3 月以上 6 月未滿			1	1	1
	6 月以上 9 月未滿			1	1	1
	9 月以上 12 月未滿			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3 月未滿	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1
3	3 月未滿	5	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	9	1	1
4	3 月未滿	9	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	13	5	1
	3 月未滿	13	13	13	5	1

5	3 月以上 6 月未滿	14	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	17	9	1
6	3 月未滿	17	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	21	13	5
7	3 月未滿	21	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	25	17	9
8	3 月未滿	25	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	29	21	13
9	3 月未滿	29	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	24	16

	12 月 以上	33	33	33	25	17
10	3 月 未 滿	33	33	33	25	17
	3 月 以 上 6 月 未 滿	34	34	34	26	18
	6 月 以 上 9 月 未 滿	35	35	35	27	19
	9 月 以 上 12 月 未 滿	36	36	36	28	20
	12 月 以 上	37	37	37	29	21
	11	3 月 未 滿	37	37	37	29
3 月 以 上 6 月 未 滿		38	38	38	30	22
6 月 以 上 9 月 未 滿		39	39	39	31	23
9 月 以 上 12 月 未 滿		40	40	40	32	24
12 月 以 上		41	41	41	33	25
12		3 月 未 滿	41	41	41	33
	3 月 以 上 6 月 未 滿	42	42	42	34	26
	6 月 以 上 9 月 未 滿	43	43	43	35	27
	9 月 以 上 12 月 未 滿	44	44	44	36	28
	12 月 以 上	45	45	45	37	29
	13	3 月 未 滿	45	45	45	37
3 月 以 上 6 月 未 滿		46	46	46	38	30
6 月 以 上 9 月 未 滿		47	47	47	39	31
9 月 以 上 12 月 未 滿		48	48	48	40	32
12 月 以 上		49	49	49	41	33
14		3 月 未 滿	49	49	49	41
	3 月 以 上 6 月 未 滿	50	50	50	42	34

	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	53	45	37
15	3 月未滿	53	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	57	49	41
	16	3 月未滿	57	57	57	49
3 月以上 6 月未滿		58	58	58	50	42
6 月以上 9 月未滿		59	59	59	51	43
9 月以上 12 月未滿		60	60	60	52	44
12 月以上		61	61	61	53	45
17	3 月未滿	61	61	61	53	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	65	57	49
18	3 月未滿	65	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	58	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	59	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	69	61	53

19	3 月未滿	69	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	73	65	57
20	3 月未滿	73	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	77	69	61
21	3 月未滿	77	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	81	73	65
22	3 月未滿	81	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
23	3 月未滿	85	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79	71

	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73
24	3 月未滿	89	89	89	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84	
	12 月以上	93	93	93	85	
25	3 月未滿	93	93	93	85	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88	
	12 月以上	97	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97	97	89	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92	
	12 月以上	101	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102		

	6 月以上 9 月未滿	103	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104		
	12 月以上	105	105	105		
28	3 月未滿	105	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108		
	12 月以上	109	109	109		
29	3 月未滿	109	109			
	3 月以上 6 月未滿	110	110			
	6 月以上 9 月未滿	111	111			
	9 月以上 12 月未滿	112	112			
	12 月以上	113	113			
30	3 月未滿	113	113			
	3 月以上 6 月未滿	114	114			
	6 月以上 9 月未滿	115	115			
	9 月以上 12 月未滿	116	116			
	12 月以上	117	117			
31	3 月未滿	117	117			
	3 月以上 6 月未滿	118	118			

	6 月以上 9 月未滿	119	119			
	9 月以上 12 月未滿	120	120			
	12 月以上	121	121			
32	3 月未滿	121	121			
	3 月以上 6 月未滿	122	122			
	6 月以上 9 月未滿	123	123			
	9 月以上 12 月未滿	124	124			
	12 月以上	125	125			
33	3 月未滿	125	125			
	3 月以上 6 月未滿	126	126			
	6 月以上 9 月未滿	127	127			
	9 月以上 12 月未滿	128	128			
	12 月以上	129	129			
34	3 月未滿	129	129			
	3 月以上 6 月未滿	130	130			
	6 月以上 9 月未滿	131	131			
	9 月以上 12 月未滿	132	132			
	12 月以上	133	133			
35	3 月未滿	133				

	3 月以上 6 月未滿	134				
	6 月以上 9 月未滿	135				
	9 月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3 月未滿	137				
	3 月以上 6 月未滿	138				
	6 月以上 9 月未滿	139				
	9 月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
37	3 月未滿	141				
	3 月以上 6 月未滿	142				
	6 月以上 9 月未滿	143				
	9 月以上 12 月未滿	144				
	12 月以上	145				
38	3 月未滿	145				
	3 月以上 6 月未滿	146				
	6 月以上 9 月未滿	147				
	9 月以上 12 月未滿	148				
	12 月以上	149				
	3 月未滿				93	73

外 1	3 月以上 6 月未満				94	74
	6 月以上 9 月未満				95	75
	9 月以上 12 月未満				96	76
	12 月以上				97	77
外 2	3 月未満					77
	3 月以上 6 月未満					78
	6 月以上 9 月未満					79
	9 月以上 12 月未満					80
	12 月以上					81

- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 21 年規則第 143 号）の施行の日において基本給月額が減額改定の対象となる職員にあっては、当該基本給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、それを切捨てた額））に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。また、人事交流により採用された職員若しくは国立大学法人等を退職し、引き続き本学に採用された職員にあっては、同様に取り扱う。
- 5 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 8 条中の次の表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 号	3 号
3 号	2 号
2 号	1 号

ただし、平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 8 条中の次に表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 号	2 号
3 号	1 号
2 号	0 号

- 6 第15条中「100分の12」とあるのは、平成18年4月1日から平成19年3月31日の間においては、「100分の11」と読み替える。
- 7 初任給、昇給、昇格の基準は、別に定める場合を除き、国家公務員の例に準じて取り扱う。
- 8 この規程施行の際最初の企画担当部長に係る管理職手当の割合及び管理職員特別勤手当の手当額については、第14条の表及び第22条第1項の表に係わらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) 管理職手当の割合 16%

(2) 管理職員特別勤務手当の手当額（実働時間が6時間を超える勤務） 8,000円
（12,000円）

- 9 最初の企画担当部長に係る第23条第4項の表に規定する加算率は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第14条第1項の管理職手当及び同条第5項の職務手当の支給額が施行日の直前に支給されていた額に達しないこととなる職員には、当該手当のほか、当該手当に施行日の直前に受けていた手当に100分の99.76を乗じて得た額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を当該手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日 100分の25

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、平成18年3月31日から基本給調整額に相当する手当が支給されていた職員には、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、第11条第2項に基づき算出される額と平成18年3月31日時点の額に100分の99.76を乗じて得た額との差額に相当する額に相当する額に100分の25を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を基本給調整額として支給する。

- 3 第14条第1項の管理職手当の支給額が施行日の直前に支給されていた額に達しないこととなる職員には、当該手当のほか、当該手当に施行日の直前に受けていた手当との

差額に相当する額を加算した額を当該手当として支給する。

4 前項の規定は、施行日以前から職務の任期が継続されている職員に限る。

附 則

1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中6月1日の項の欄中「100分の140（100分の75）」とあるのは「100分の125（100分の70）」と、「100分の120（100分の65）」とあるのは「100分の110（100分の60）」と、第24条第6項中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、「100分の190」とあるのは「100分の170」と、同項の表

勤務成績	成 績 率			
	一般の職員		特定管理職員	
特に優秀	100分の93以上		100分の119以上	
優秀	100分の82.5以上		100分の105.5以上	
	100分の93未満		100分の119未満	
良好	100分の72		100分の92	
不良	100分の72未満		100分の92未満	
	6月期	12月期	6月期	12月期
優秀(再雇用職員)	100分の35超	100分の40超	100分の45超	100分の50超
良好(再雇用職員)	100分の35	100分の40	100分の45	100分の50
不良(再雇用職員)	100分の35未満	100分の40未満	100分の45未満	100分の50未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率			
	一般の職員		特定管理職員	
特に優秀	100分の87以上		100分の106以上	
優秀	100分の77以上		100分の94以上	
	100分の87未満		100分の106未満	
良好	100分の67		100分の82	
不良	100分の67未満		100分の82未満	
	6月期	12月期	6月期	12月期
優秀(再雇用職員)	100分の30超	100分の40超	100分の40超	100分の50超
良好(再雇用職員)	100分の30	100分の40	100分の40	100分の50
不良(再雇用職員)	100分の30未満	100分の40未満	100分の40未満	100分の50未満

と、第7項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中12月1日の項の欄中「100分の150（100分の85）」とあるのは「100分の150（100分の80）」と、「100分の130（100分の75）」とあるのは「100分の125（100分の70）」と、第24条第6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、同項の表中「100分の35超」とあるのは「100分の40超」と、「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の35未満」とあるのは「100分の40未満」と、「100分の113以上」とあるのは「100分の119以上」と、「100分の100以上100分の113未満」とあるのは「100分の105.5以上100分の119未満」と、「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「100分の87未満」とあるのは「100分の92未満」と、「100分の45超」とあるのは「100分の50超」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の50未満」と、第7項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に満63歳となる者における第25条第3項の適用については、同条同項中「満64歳又は満65歳」とあるのは、「満64歳」と読み替える。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。（以下この項及び次項において「特定職員」という。））に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以降、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 基本給 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第29条の規定を受ける者

である場合にあつては、同条本文の規定により半減を減ぜられた基本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額(当該特定職員が第29条の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下同じ。)に達しない場合(以下この項において「最低号に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額(以下この項において「基本給月額減額基礎額」という。))

- (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定職員の基本給月額及び管理職手当月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額及び管理職手当に対する地域手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
事務・技術職基本給表	6級
教育職基本給表	5級

- 3 前項の規定は、特定職員が受ける第26条から第29条に掲げる給与についても適用する。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条及び第20条並びに第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条により算出した給与額から、基本給月額及びこれに対する地域手当の月額

の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定日数を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 5 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中12月1日の項の欄中「100分の137.5（100分の80）」とあるのは「100分の135（100分の80）」と、「100分の117.5（100分の70）」とあるのは「100分の115（100分の70）」と、第24条第6項中「100分の135」とあるのは「100分の130」と、「100分の175」とあるのは「100分の170」と、同項の表中「100分の83.5以上」とあるのは「100分の81以上」と、「100分の74以上100分の83.5未満」とあるのは「100分の71.5以上100分の81未満」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の62」と、「100分の64.5未満」とあるのは「100分の62未満」と、「100分の32.5超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の32.5未満」とあるのは「100分の30未満」と、「100分の109.5以上」とあるのは「100分の107以上」と、「100分の97以上100分の109.5未満」とあるのは「100分の94.5以上100分の107未満」と、「100分の84.5」とあるのは「100分の82」と、「100分の84.5未満」とあるのは「100分の82未満」と、「100分の42.5超」とあるのは「100分の40超」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の42.5未満」とあるのは「100分の40未満」と、第7項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 6 附則第2項の規定が適用される間、第24条第7項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第2項の規定より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
- (1) 平成22年12月に支給する勤勉手当 100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）
 - (2) 平成23年6月から平成26年6月までに支給する勤勉手当 100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）
 - (3) 平成26年12月に支給する勤勉手当 100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）
 - (4) 平成27年6月に支給する勤勉手当 100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基

基礎額に 100 分の 75（特定管理職員にあつては、100 分の 95）を乗じて得た額）

(5) 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当 100 分の 1.275（特定管理職員にあつて、100 分の 1.575）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）を乗じて得た額）

(6) 平成 28 年 6 月以降に支給する勤勉手当 100 分の 1.2（特定管理職員にあつては、100 分の 1.5）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 80（特定管理職員にあつては、100 分の 100）を乗じて得た額）

(7) 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当 100 分の 1.35（特定管理職員にあつては、100 分の 1.65）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）を乗じて得た額）

(8) 平成 29 年 6 月以降に支給する勤勉手当 100 分の 1.275（特定管理職員にあつては、100 分の 1.575）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）を乗じて得た額）

(9) 平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当 100 分の 1.425（特定管理職員にあつては、100 分の 1.725）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）を乗じて得た額）

7 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 24 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 155」とあるのは「100 分の 150」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあつては、基本給の半減までの期間を 1 年間とする。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）において 43 歳に満たない職員（昭和 43 年 4 月 2 日以降に生まれた職員）のうち、平成 22 年 1 月 1 日（以下「調整対象昇給日」という。）において第 8 条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 23 年 4 月 1 日における号は、平成 18 年改正規程附則第 5 項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の 1 号上位の号とする。
- 4 前項の調整対象昇給日に昇給した職員のうち、次に掲げる職員は調整の対象から除く。
 - (1) 指定職基本給表の適用を受ける職員
 - (2) 調整対象昇給日の昇給後の号が、最高号である職員
 - (3) 調整対象昇給日の前年の昇給日以降に採用された職員の昇給の号数と、調整対象昇給日の昇給抑制がないものとした場合の期間割昇給号数とが等しくなる職員（以下「期間割非抑制職員」という。）
 - (4) 調整対象昇給日から調整日までに期間（以下「特定期間」という。）に俸給表異動等をした職員のうち次に該当する場合
 - イ 調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日に最高号を受けることとなるもの
 - ロ 期間割非抑制職員に該当することとなるもの

- 5 第3項の権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げるものとする。
- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者で、採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日（特定職員にあっては平成21年10月1日）前となるもの
 - (2) 調整対象昇給日前に人事交流等により辞職出向し、特定期間に人事交流等により引き続き職員となった者のうち、調整対象昇給日において受けることとなる号が最高号でないもの
 - (3) 特定期間に俸給表異動等をした職員のうち次に該当する場合
 - イ 調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日に受ける号が最高号でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの
 - ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務に在職していた場合に、採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日（特定職員にあっては平成21年10月1日）前となるもの
 - (4) 調整対象昇給日以前において、休職等の期間（休暇のために引き続き勤務していなかった期間を含む。）があった職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復帰等をした者のうち、復職等の日又は同日後の最初の昇給日に復職時調整をした職員であって、当該復職時調整の号が、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの期間に係る調整数について標準号数の号数に1を加えた場合の復職時調整の号を下回ることとなる職員。
- 6 調整日以降に採用された職員で、調整日において43歳に満たない職員については、初任給に関する経過措置において、調整対象昇給日における昇給抑制効果は適用しない。
- 7 第3項から前項に定めるもののほか、平成23年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において次に掲げる職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第8条の規定により昇給その他の号の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第18号）附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2号）上位の号とする。
 - (1) 調整日において、30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員1号上位
 - (2) 調整日において、30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以降に生まれた職員

)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかにのみに該当する職員1号上位

(3) 調整日において30歳に満たない職員(昭和57年4月2日以降に生まれた職員)で最高号の1号下位の号を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員1号上位

(4) 調整日において30歳に満たない職員(昭和57年4月2日以降に生まれた職員)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員(ただし、前号に該当する職員を除く2号上位

3 前項の平成19年昇給等抑制職員は次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年1月1日の昇給において抑制された職員

(2) 平成19年1月1日以後に新たに採用された職員で、その初任給決定において、平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、人事交流等により引き続いて職員となった者のうち、仮定計算上の平成19年1月1日において抑制された職員

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、上位資格取得等により号を決定された職員で、その号の決定において平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、基本給異動等をした職員で、その号の決定において平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

4 第2項の平成20年昇給等抑制職員とは、前項各号の規定を準用する。この場合において、「平成19年1月1日」とあるのは「平成20年1月1日」と読み替えるものとする。

5 第2項の平成21年昇給等抑制職員とは、第3項各号の規定を準用する。この場合において、「平成19年1月1日」とあるのは「平成21年1月1日」と読み替えるものとする。

6 前3項における昇給等抑制職員は、原則、昇給区分D以上で昇給した職員又は昇給号数を期間割りされた職員は、抑制がなかったものとして期間割りした号が1号高くなる職員のみ対象とする。

7 第3項から第5項における昇給等抑制職員について、次に掲げる職員は、昇給等抑制職員の対象から除く。

(1) 昇給後に、上位資格取得等、基本給表異動等で号を決定された職員で、その号の決定過程において抑制されていない職員

(2) 復職時調整の結果、抑制されていない職員

8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等の期間がある職員であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職した者の復職時調整において、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の昇給の抑制効果を受けた職員については、他の職員との権衡上調整が必要と認められる場合には、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給

等抑制職員に該当するものとみなす。

9 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用はしない。

(1) 調整日において36歳に満たない職員平成21年1月1日における昇給抑制効果

(2) 調整日において30歳に満たない職員平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果

10 第2項から前項に定めるもののほか、平成24年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月23日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

2 外国語学部の編入学に係る業務の点数は、第22条の2第1項の表の編入学の点数に関わらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において次に掲げる職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第89号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第2項に規定する調整考慮事項及び平成24年4月1日における号の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第18号）附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

(1) 調整日において、31歳以上37歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2) 調整日において、37歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

3 前項の号の調整にあたっては、平成24年改正規程附則第3項から第8項を準用する。この場合において「調整日」とあるのは、「平成25年4月1日」と読み替えるものとする。

4 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用はしない。

(1) 調整日において45歳に満たない職員 平成22年1月1日における昇給抑制効果

(2) 調整日において39歳に満たない職員 平成22年1月1日及び平成21年1月1日における昇給抑制効果

(3) 調整日において37歳に満たない職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果

5 第2項から前項に定めるもののほか、平成25年4月1日における号の調整に関して

は、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において次に掲げる職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第89号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第2項に規定する調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第18号）附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。
 - (1) 調整日において38歳に満たない職員（昭和51年4月2日以後に生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員（昭和44年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 前項の号の調整にあたっては、平成24年改正規程附則第3項から第8項を準用する。この場合において「調整日」とあるのは、「平成26年4月1日」と読み替えるものとする。
- 4 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用しない。
 - (1) 調整日において45歳の職員 平成22年1月1日における昇給抑制効果
 - (2) 調整日において40歳以上45歳未満の職員 平成22年1月1日及び平成21年1月1日における昇給抑制効果
 - (3) 調整日において38歳以上40歳未満の職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果
 - (4) 調整日において38歳に満たない職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日、平成20年1月1日及び平成19年1月1日における昇給抑制効果
- 5 第2項から前項に定めるもののほか、平成26年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月2日から施行する。ただし、第4条、第12条及び第17条については、平成26年4月1日から適用する。

2 平成27年1月1日における昇給について、第8条中の次の表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4号	3号
3号	2号

3 平成27年1月1日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、在職者との権衡を考慮し、昇給抑制効果を適用する。

- (1) 平成26年4月1日（以下「基準日」という。）において46歳以上の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
- (2) 基準日において45歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
- (3) 基準日において40歳から44歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
- (4) 基準日において38歳から39歳の職員 平成19年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
- (5) 基準日において37歳以下の職員 平成27年1月1日における昇給抑制効果

4 第2項から前項に定めるもののほか、平成27年1月1日以降の号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条の2については、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（基本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあたっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。また、人事交流により採用された職員若しくは国立大学法人等を退職し、引き続き本学に採用された職員にあっても、任用の事情等を考慮し、同様に取り扱うことができる。

基本給表	職務の級
事務・技術職基本給表	6級
教育職基本給表	5級

3 第18条に規定する単身赴任手当については、平成28年3月31日までの間、同条に規定する手当額にかかわらず、次の表に掲げる手当額とする。

交通用具の距離	手当額
100 キロメートル未満	26,000 円
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	32,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	39,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	46,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	52,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	59,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	64,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	69,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	74,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	79,000 円
2,500 キロメートル以上	84,000 円

4 この規程が施行される際に就任するアジア・アフリカ言語文化研究所長に係る給与の取扱いについては、現任期に限り、次のとおりとする。

- (1) 第 1 4 条に規定する管理職手当の手当額 120,000 円
- (2) 第 2 2 条に規定する管理職員特別勤務手当における休日の勤務（実働時間が 6 時間を超える場合） 10,000 円（15,000 円）
- (3) 第 2 3 条第 4 項に規定する期末手当の管理職加算額における加算率 100 分の 15
- (4) 第 2 3 条第 5 項に規定する期末手当の期別支給割合 基準日に応じた特定管理職員の支給割合
- (5) 第 2 4 条第 6 項に規定する勤勉手当の成績率 特定管理職員の成績率
- (6) 第 2 4 条第 7 項に規定する勤勉手当の総額 特定管理職員に適用される計算式で算出される総額

附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 4 条第 6 項及び第 7 項、第 2 4 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日より適用する。
- 2 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 2 4 条第 6 項及び第 7 項の適用については、第 2 4 条 6 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 200」とあるのは「100 分の 210」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員

特に優秀	100 分の 99 以上	100 分の 125 以上
優秀	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満	100 分の 111 以上 100 分の 125 未満
良好	100 分の 77	100 分の 97
不良	100 分の 77 未満	100 分の 97 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 37.5 超	100 分の 47.5 超
良好(再雇用職員)	100 分の 37.5	100 分の 47.5
不良(再雇用職員)	100 分の 37.5 未満	100 分の 47.5 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 106 以上	100 分の 132 以上
優秀	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満	100 分の 117 以上 100 分の 132 未満
良好	100 分の 82	100 分の 102
不良	100 分の 82 未満	100 分の 102 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 40 超	100 分の 50 超
良好(再雇用職員)	100 分の 40	100 分の 50
不良(再雇用職員)	100 分の 40 未満	100 分の 50 未満

と、第 7 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。

- 4 平成 27 年 12 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 24 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

附 則

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 24 条第 6 項及び第 7 項並びに第 24 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 13 条第 1 項ただし書きは適用せず、同条第 2 項の適用については、同項に規定する手当額にかかわ

らず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める手当額とする。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合で満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養親族としていない場合にあってはそのうち1人については9,000円）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	1人につき8,000円（職員に配偶者が不在場合にあってはそのうち1人については10,000円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1人につき6,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1人につき6,500円（事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものについては3,500円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	

3 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の170」とあるのは「100分の180」と、「10

0 分の 210」とあるのは「100 分の 220」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 105 以上	100 分の 131 以上
優秀	100 分の 93.5 以上 100 分の 105 未満	100 分の 116.5 以上 100 分の 131 未満
良好	100 分の 82	100 分の 102
不良	100 分の 82 未満	100 分の 102 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 42 超	100 分の 52 超
良好(再雇用職員)	100 分の 38.5	100 分の 48.5
不良(再雇用職員)	100 分の 38.5 未満	100 分の 48.5 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 112 以上	100 分の 138 以上
優秀	100 分の 99.5 以上 100 分の 112 未満	100 分の 122.5 以上 100 分の 138 未満
良好	100 分の 87	100 分の 107
不良	100 分の 87 未満	100 分の 107 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 44.5 超	100 分の 54.5 超
良好(再雇用職員)	100 分の 41	100 分の 51
不良(再雇用職員)	100 分の 41 未満	100 分の 51 未満

と、第 7 項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」と、「100 分の 50」とあるのは「100 分の 52.5」とする。

- 4 平成 28 年 12 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 24 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 175」とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 22 条の 2 の規定

は、平成28年9月1日から、改正後の第15条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項、第12条第2項、第24条第6項及び第7項並びに第24条の2第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、「100分の220」とあるのは「100分の230」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の110以上	100分の134以上
優秀	100分の98.5以上100分の110未満	100分の119.5以上100分の134未満
良好	100分の87	100分の107
不良	100分の87未満	100分の107未満
優秀(再雇用職員)	100分の44.5以上	100分の54.5以上
良好(再雇用職員)	100分の41	100分の51
不良(再雇用職員)	100分の41未満	100分の51未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
優秀	100分の103.5以上100分の115未満	100分の124.5以上100分の139未満
良好	100分の92	100分の112
不良	100分の92未満	100分の112未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上
良好(再雇用職員)	100分の43.5	100分の53.5

不良(再雇用職員)	100分の43.5未満	100分の53.5未満
-----------	-------------	-------------

と、第7項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

- 4 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。
- 5 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において37歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員であるものを除く。)のうち、平成27年1月1日の第8条の規定による昇給その他の号の決定状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の調整日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 6 調整日以後に採用された職員(調整日において37歳に満たない職員を除く。)の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、在職者との均衡を考慮し、昇給抑制効果を適用する。
 - (1) 調整日において50歳以上の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
 - (2) 調整日において49歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
 - (3) 調整日において44歳から48歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
 - (4) 調整日において42歳から43歳の職員 平成19年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果
 - (5) 調整日において37歳から41歳の職員 平成27年1月1日における昇給抑制効果
- 7 第5項から前項に定めるもののほか、平成30年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、改正後の第23条第5項、第24条第6項及び第7項並びに第24条の2第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、「100分の220」とあるのは「100分の230」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員

特に優秀	100 分の 110 以上	100 分の 134 以上
優秀	100 分の 98.5 以上 100 分の 110 未満	100 分の 119.5 以上 100 分の 134 未満
良好	100 分の 87	100 分の 107
不良	100 分の 87 未満	100 分の 107 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 44.5 以上	100 分の 54.5 以上
良好(再雇用職員)	100 分の 41	100 分の 51
不良(再雇用職員)	100 分の 41 未満	100 分の 51 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 115 以上	100 分の 139 以上
優秀	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満	100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満
良好	100 分の 92	100 分の 112
不良	100 分の 92 未満	100 分の 112 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 49.5 以上	100 分の 59.5 以上
良好(再雇用職員)	100 分の 46	100 分の 56
不良(再雇用職員)	100 分の 46 未満	100 分の 56 未満

と、第7項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の57.5」と読み替えるものとする。

3 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の第22条の2の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年1月30日から施行し、令和元年12月1日から適用する。た

だし、改正後の第16条及び第19条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第16条の規定の施行日の前日において同条の規定により住居手当が支給されていた職員で、施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、改正前の手当額（以下、旧手当額）から改正後の同条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなるものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び同条第7項の適用については、第24条第6項中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「100分の230」とあるのは「100分の235」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
優秀	100分の103.5以上100分の115未満	100分の124.5以上100分の139未満
良好	100分の92	100分の112
不良	100分の92未満	100分の112未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上
良好(再雇用職員)	100分の43.5	100分の53.5
不良(再雇用職員)	100分の43.5未満	100分の43.5未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の117.5以上	100分の141.5以上
優秀	100分の106以上100分の117.5未満	100分の127以上100分の141.5未満
良好	100分の94.5	100分の114.5
不良	100分の94.5未満	100分の114.5未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上

良好(再雇用職員)	100 分の 43.5	100 分の 53.5
不良(再雇用職員)	100 分の 43.5 未満	100 分の 43.5 未満

と、第7項中「100 分の 95」とあるのは「100 分の 97.5」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 117.5」と読み替えるものとする。

4 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 172.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第22条の表中広報・社会連携室長に係る規定は令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年1月31日から施行し、令和4年12月1日より適用する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100 分の 200」とあるのは「100 分の 210」と、「100 分の 240」とあるのは「100 分の 250」と、同項の表

勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 119 以上	100 分の 143 以上
優秀	100 分の 107.5 以上	100 分の 128.5 以上
	100 分の 119 未満	100 分の 143 未満
良好	100 分の 96	100 分の 116
不良	100 分の 87.5 以下	100 分の 106.5 以下
優秀(再雇用職員)	100 分の 49 以上	100 分の 59 以上
良好(再雇用職員)	100 分の 45.5	100 分の 55.5
不良(再雇用職員)	100 分の 43.5 以下	100 分の 53.5 以下

とあるのは

勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定管理職員

特に優秀	100 分の 124 以上	100 分の 148 以上
優秀	100 分の 112.5 以上	100 分の 133.5 以上
	100 分の 124 未満	100 分の 148 未満
良好	100 分 101	100 分の 121
不良	100 分の 92.5 以下	100 分の 111.5 以下
優秀（再雇用職員）	100 分の 51.5 以上	100 分の 61.5 以上
良好（再雇用職員）	100 分の 48	100 分の 58
不良（再雇用職員）	100 分の 46 以下	100 分の 56 以下

と、第 7 項中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」と、「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 60」と読み替えるものとする。

- 3 令和 4 年 1 2 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 2 4 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 1 2 条第 2 項、第 2 3 条第 5 項、第 2 4 条第 6 項及び第 7 項並びに第 2 4 条の 2 第 2 項の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 当分の間、職員の基本給月額を、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。
- 前項の規定は、教育職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 就業規則第 1 3 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第 2 項の規定により当該職員の受ける基本給月額（以下「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第 2 項の規定により当該職員の受け

3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	

41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				

79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

看護職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	職務 の級
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30

35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68

73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106

111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1

20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10

58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	

96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

- 4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

別表第1-I 事務・技術職基本給表

職務の級 号	1級 基本給月額 円	2級 基本給月額 円	3級 基本給月額 円	4級 基本給月額 円	5級 基本給月額 円	6級 基本給月額 円	7級 基本給月額 円	8級 基本給月額 円	9級 基本給月額 円	10級 基本給月額 円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							

99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
再雇用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-口 技能職基本給表

職務の級	1級	2級	3級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600
2	187,400	228,500	248,700
3	189,100	229,300	249,700
4	190,800	230,100	250,700
5	192,500	230,800	251,700
6	194,200	231,600	252,900
7	195,800	232,400	254,000
8	197,400	233,200	255,000
9	199,000	234,000	256,100
10	200,500	234,700	257,100
11	202,000	235,400	258,000
12	203,500	236,100	258,500
13	205,000	236,800	259,100
14	206,500	237,400	259,500
15	208,000	238,000	259,900
16	209,500	238,600	260,400
17	211,000	239,200	260,900
18	212,400	239,800	261,400
19	213,800	240,400	261,900
20	215,200	240,900	262,500
21	216,600	241,400	263,300
22	217,700	241,900	263,900
23	218,800	242,400	264,500
24	219,900	242,900	265,300
25	220,900	243,400	266,100
26	221,800	243,900	266,800
27	222,700	244,300	267,400
28	223,600	244,800	268,200
29	224,500	245,400	269,000
30	225,300	245,900	269,700
31	226,100	246,400	270,400
32	226,900	246,800	271,100
33	227,700	247,200	271,800
34	228,400	247,700	272,500
35	229,100	248,200	273,200
36	229,800	248,600	273,900
37	230,500	249,000	274,600
38	231,100	249,500	275,300
39	231,700	250,000	275,900
40	232,300	250,400	276,500
41	233,000	250,800	277,000
42	233,500	251,300	277,500
43	234,000	251,800	278,000
44	234,500	252,200	278,500
45	235,000	252,600	279,000
46	235,400	253,000	279,500
47	235,800	253,400	280,000
48	236,200	253,800	280,400
49	236,600	254,200	280,800
50	236,900	254,600	281,300
51	237,200	255,000	281,700
52	237,500	255,400	282,200
53	237,800	255,800	282,600
54	238,100	256,200	283,100
55	238,400	256,600	283,600
56	238,700	257,000	284,100
57	238,900	257,300	284,600
58	239,200	257,700	285,200
59	239,500	258,100	285,800
60	239,700	258,400	286,400
61	239,900	258,700	287,000
62	240,200	259,100	287,600
63	240,500	259,500	288,200
64	240,700	259,800	288,800
65	240,900	260,100	289,300
66	241,200	260,400	289,800
67	241,500	260,700	290,300
68	241,700	260,900	290,800
69	241,900	261,100	291,300
70	242,200	261,400	291,800
71	242,500	261,700	292,200
72	242,700	261,900	292,600
73	242,900	262,100	293,000
74	243,200	262,400	293,400
75	243,500	262,700	293,800
76	243,700	262,900	294,200

77	243,900	263,100	294,600
78	244,200	263,400	295,000
79	244,500	263,700	295,400
80	244,700	263,900	295,900
81	244,900	264,100	296,200
82	245,200	264,400	296,700
83	245,400	264,700	297,200
84	245,700	264,900	297,700
85	245,900	265,100	298,000
86	246,100	265,300	298,500
87	246,400	265,600	299,000
88	246,700	265,900	299,300
89	246,900	266,100	299,700
90	247,200	266,300	300,200
91	247,500	266,600	300,700
92	247,700	266,800	301,200
93	247,900	267,100	301,500
94	248,200	267,400	301,900
95	248,500	267,700	302,400
96	248,700	267,900	302,900
97	248,900	268,100	303,300
98	249,200	268,400	303,700
99	249,500	268,600	304,000
100	249,700	268,900	304,300
101	249,900	269,100	304,600
102	250,200	269,300	305,000
103	250,500	269,600	305,300
104	250,700	269,900	305,700
105	250,900	270,100	306,000
106		270,300	306,400
107		270,600	306,800
108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600
111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900
120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900
124		274,900	311,100
125		275,100	311,300
126		275,300	311,600
127		275,600	311,900
128		275,900	312,100
129		276,100	312,300
130		276,300	
131		276,600	
132		276,900	
133		277,100	
134		277,300	
135		277,600	
136		277,900	
137		278,100	
再雇用職員	197,900	209,000	227,500

備考 この表は、自動車運転手に適用する。

別表第1-18 看護職基本給表

職務の級	1級	2級	3級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800
22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600
52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900

77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		

159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		
再雇用職員	239,700	260,200	267,500

備考 この表は、看護師に適用する。

別表第1-2 教育職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,700	337,000	394,100	435,200	
40	283,800	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,300	340,500	400,800	440,100	
46	289,300	341,000	401,800	441,000	
47	290,200	341,500	402,800	442,000	
48	291,100	341,900	403,700	442,900	
49	292,100	342,300	404,900	443,800	
50	292,600	342,700	406,300	444,700	
51	293,100	343,100	407,700	445,700	
52	293,700	343,500	409,100	446,600	
53	294,200	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,000	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	

77	304,000	353,600	424,300	462,100	
78	304,400	354,100	424,600	462,400	
79	304,800	354,600	425,000	462,700	
80	305,200	355,100	425,300	463,000	
81	305,500	355,600	425,600	463,300	
82	305,900	356,300	426,000	463,800	
83	306,300	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,600	360,600	428,100		
90	309,000	361,000	428,400		
91	309,400	361,400	428,700		
92	309,800	361,800	429,000		
93	310,200	362,200	429,300		
94	310,700	362,600	429,600		
95	311,200	363,100	429,900		
96	311,600	363,500	430,200		
97	311,800	364,100	430,500		
98	312,200	364,600	430,800		
99	312,600	365,000	431,100		
100	313,000	365,500	431,400		
101	313,200	365,900	431,700		
102	313,600	366,400	432,000		
103	313,900	366,700	432,300		
104	314,400	367,100	432,600		
105	314,800	367,600	432,800		
106	315,100	368,000			
107	315,400	368,500			
108	315,700	369,000			
109	315,900	369,400			
110	316,200	369,900			
111	316,600	370,300			
112	317,000	370,700			
113	317,300	371,100			
114	317,700	371,500			
115	318,000	371,900			
116	318,300	372,300			
117	318,600	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				
再雇用職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。

別表第1－ホ 指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	643,000
2	679,000
3	716,000
4	739,000
5	761,000
6	772,000

備考 この表は、学長が指定する職員に適用する。

別表第2 基本給調整額適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	適用する職員	調整数
大学院の研究科	1 教授、准教授及び講師で大学院の研究科の担当を命ぜられている者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)に従事する者(4人以上の学生を指導する者に限る。)	3
	2 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、講義等を2単位以上担当する者又は主任指導に従事する者(1に掲げる者を除く。)	2
	3 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士前期課程を担当する者で、講義等を2単位以上担当する者又は主任指導に従事する者(1及び2に掲げる者を除く。)	2

別表第3 基本給調整額の基準額

職名	基準額
講師	11,900円 ただし、1号11,857円
准教授	12,700円
教授	15,000円